

協議 1 号

長野市教育委員会行政情報取扱規則及び長野市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則（案）要綱

教育委員会事務局総務課

事 項	説 明
1 改正の理由	行政機構改革等に伴い、改正するもの
2 改正の内容	別紙規則（案）のとおり (1) 長野市教育委員会行政情報取扱規則の一部改正（第 1 条関係） (2) 長野市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正（第 2 条関係）
3 施行期日	令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
4 審議状況	(1) 総務部庶務課との協議 3月16日 (2) 教育委員会法規審査会の決定 3月22日

長野市教育委員会行政情報取扱規則及び長野市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則（案）

（長野市教育委員会行政情報取扱規則の一部改正）

第1条 長野市教育委員会行政情報取扱規則（平成10年長野市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

「

教育委員会事務局	総務課	総
----------	-----	---

」

を

「

教育委員会事務局	総務課	教総
----------	-----	----

」

に改める。

（長野市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正）

第2条 長野市教育委員会事務局の組織等に関する規則（昭和41年長野市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び室」を削り、「学校教育課 小中高連携推進室」を「学校教育課 保健給食課」に改める。

る。

第6条中「及び室」を削り、同条学校教育課の項に次の4号を加える。

- (19) 小・中学校及び高等学校の連携に関すること。
- (20) 市立長野中学校の入学者の選抜に関すること。
- (21) 市立高等学校の管理運営に関すること。
- (22) 市立高等学校教職員の定数、任免、分限、懲戒、給与及び勤務条件に関すること。

第6条学校教育課の項小中高連携推進室を削り、同条家庭・地域学びの課の項第19号中「及び少年科学センター」を削る。

第10条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

長野市教育委員会行政情報取扱規則 新旧対照表【第1条関係】

改正後	改正前																																		
<p>○長野市教育委員会行政情報取扱規則 平成10年3月3日長野市教育委員会規則第1号 長野市教育委員会（長野市立小学校、中学校及び高等学校を除く。）の行政情報の取扱いに関しては、長野市行政情報取扱規程（昭和60年長野市訓令第1号）の規定の例による。この場合において、文書の記号に関しては、次のとおりとする。</p>	<p>○長野市教育委員会行政情報取扱規則 平成10年3月3日長野市教育委員会規則第1号 長野市教育委員会（長野市立小学校、中学校及び高等学校を除く。）の行政情報の取扱いに関しては、長野市行政情報取扱規程（昭和60年長野市訓令第1号）の規定の例による。この場合において、文書の記号に関しては、次のとおりとする。</p>																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>課等</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育委員会事務局</td> <td>総務課</td> <td>教総</td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">.....</td> </tr> <tr> <td></td> <td>文化財課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>教育機関</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	課等	記号	教育委員会事務局	総務課	教総	学校教育課	略				文化財課	略	教育機関	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>課等</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育委員会事務局</td> <td>総務課</td> <td>総</td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">.....</td> </tr> <tr> <td></td> <td>文化財課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>教育機関</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	課等	記号	教育委員会事務局	総務課	総	学校教育課	略				文化財課	略	教育機関	略	略
区分	課等	記号																																	
教育委員会事務局	総務課	教総																																	
	学校教育課	略																																	
.....																																			
	文化財課	略																																	
教育機関	略	略																																	
区分	課等	記号																																	
教育委員会事務局	総務課	総																																	
	学校教育課	略																																	
.....																																			
	文化財課	略																																	
教育機関	略	略																																	

長野市教育委員会事務局の組織等に関する規則 新旧対照表【第2条関係】

改正後	改正前
<p>○長野市教育委員会事務局の組織等に関する規則 昭和41年10月16日長野市教育委員会規則第5号</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 事務局に、次の課を置く。</p> <p>総務課 学校教育課 <u>(削除)</u> 保健給食課 家庭・地域学びの課 文化財課 (事務分掌)</p> <p>第6条 第2条に規定する課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務課 略 学校教育課 (1)～(18) 略 <u>(19) 小・中学校及び高等学校の連携に関すること。</u> <u>(20) 市立長野中学校の入学者の選抜に関すること。</u> <u>(21) 市立高等学校の管理運営に関すること。</u> <u>(22) 市立高等学校教職員の定数、任免、分限、懲戒、給与及び勤務条件</u> <u>に関すること。</u> <u>(削除)</u></p>	<p>○長野市教育委員会事務局の組織等に関する規則 昭和41年10月16日長野市教育委員会規則第5号</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 事務局に、次の課及び室を置く。</p> <p>総務課 学校教育課 <u>小中高連携推進室</u> 保健給食課 家庭・地域学びの課 文化財課 (事務分掌)</p> <p>第6条 第2条に規定する課及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務課 略 学校教育課 (1)～(18) 略 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>小中高連携推進室</u> <u>(1) 小・中学校及び高等学校の連携に関すること。</u> <u>(2) 市立長野中学校の入学者の選抜に関すること。</u> <u>(3) 市立高等学校の管理運営に関すること。</u></p>

改正後	改正前
<p>保健給食課 略 家庭・地域学びの課 (1)～(18) 略 (19) 青少年錬成センターに関する<u>こと</u>。 (20)～(22) 略 文化財課 略 (教育機関の所管)</p> <p>第10条 法で定めるところにより、教育委員会は、次に掲げる教育機関を所管する。 (1)～(9) 略 <u>(削除)</u></p> <p><u>(10)～(13)</u> 略</p>	<p><u>(4) 市立高等学校教職員の定数、任免、分限、懲戒、給与及び勤務条件に関する<u>こと</u>。</u></p> <p>保健給食課 略 家庭・地域学びの課 (1)～(18) 略 (19) 青少年錬成センター<u>及び少年科学センター</u>に関する<u>こと</u>。 (20)～(22) 略 文化財課 略 (教育機関の所管)</p> <p>第10条 法で定めるところにより、教育委員会は、次に掲げる教育機関を所管する。 (1)～(9) 略 (10) <u>長野市少年科学センターの設置及び管理に関する条例（昭和60年長野市条例第15号）に規定する長野市少年科学センター</u></p> <p><u>(11)～(14)</u> 略</p>